

不利益処分の内容	退去命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院庁舎管理規程第5条第2項		
担 当 課	市立病院総務課	処 分 権 者	病院事業管理者
設 定 日	平成8年4月1日		
処 分 基 準			
退去命令等は、規程第5条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 規程第5条第1項第1号から第7号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 規程第5条第1項第8号に掲げる行為にあつては、次の事項を総合的に判断し、必要な範囲内において行う。			
(1) 「事務の妨害となる行為」とは、正当な理由がなく、故意又は悪意をもって、占拠、封鎖その他の手段により職員の事務室等への入室を拒み、暴力行為その他の実力行使により職員が執務を行うことを妨げ、又は騒音その他の手段により正常な執務の遂行を妨害する行為をいう。			
(2) 「庁舎の管理上不相当と認められる行為」とは、庁舎の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために支障が生じると認められる行為をいう。			